

## **「令和8年度横浜市国際ブランディング・プロモーション業務委託」 に関するプロポーザル提案書評価基準**

### **1 基本的な評価事項**

表1の評価項目及び配点のもと、評価を行う。

### **2 評価方法**

(1) 各評価項目について、表1「提案書評価項目」を参照し、次のように評価を行う。

ア 「業務実績」に係る評価項目は、1項目10点の配点とする。

イ 「実施体制」に係る評価項目は、1項目10点の配点とする。

ウ 「実施スケジュール」に係る評価項目は、1項目10点の配点とする。

エ 「実施内容等に係る提案」に係る評価項目は、3項目計60点の配点とする。

オ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」にかかる評価項目は、5項目計5点の配点とする。

(2) 各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。

ア 「業務実績」、「実施体制」、「実施スケジュール」、「実施方針」及び「実施内容等に係る提案」は、A、B、C、D、Eの5段階で評価を行い、各配点に、換算した評価（A=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=0/5とする。）を乗じて算出する。例えば、表1において配点20点の項目の場合、次のようになる。

評価がAであれば評価点は  $20 \times 5/5 = 20$  点

評価がBであれば評価点は  $20 \times 4/5 = 16$  点

評価がCであれば評価点は  $20 \times 3/5 = 12$  点

評価がDであれば評価点は  $20 \times 2/5 = 8$  点

評価がEであれば評価点は  $20 \times 0/5 = 0$  点

イ 「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組」にかかる評価項目は、それぞれA（1点）または該当なし（0点）の2段階評価を行う。

(4) 受託候補者の特定は、評価委員会に出席した各評価委員の採点に、「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組み」による加算を合計した点数により行い、原則として、最も高い点数となった提案者を特定者とする。

(5) 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、「提案書評価基準」における評価項目のうち、「実施内容等に係る提案」の合計点が高い方の提案を第一順位とする。それでも決しない場合は評価委員長が第一順位を決定する。

(表1)提案書評価項目

評価項目	配点	評価(A~E)	評価の換算式	評価点
<b>1 業務実績</b>	<b>10</b>	—	—	—
(1) 過去の業務実績	10			
本業務を実施するにあたり、十分な専門性を要しているか。 過去に類似の実績があり、ノウハウを活かすことができるか。	10			
<b>2 業務遂行に係る提案内容</b>	<b>20</b>	—	—	—
(1) 実施体制	10	—	—	—
業務を遂行するに十分な人員・組織体制または実績を有するスタッフの配置等が提案されているか。	10			
(2) 実施スケジュール	10	—	—	—
業務実施に際し適切で実行性が高いスケジュールの提案となっているか。	10			
<b>3 実施内容等に係る提案内容</b>	<b>60</b>	—	—	—
(1) グローバル企業誘致のプランディングに関する提案内容	20	—	—	—
プランディングのコアとなる要素、ターゲット、グローバル企業に提供できる価値が、横浜市のビジネス環境の強みや課題を踏まえた説得力のある提案になっているか。	20			
(2) グローバル企業誘致のプロモーションに関する提案内容	20	—	—	—
プロモーションの方向性（タッチポイント設計、訴求内容のターゲット別力スタイル等）や具体的な取組のアイデアが、横浜市のビジネス環境の強みや課題を踏まえた説得力のある提案になっているか。	20			
(3) 横浜市グローバルウェブサイトのコンセプト設計に関する提案内容	20	—	—	—
ブランドのコアイメージ、ターゲット設定、レイヤーおよびSEO対策・AI検索対策の考え方が、横浜市の国際プロモーションにおける課題や目的を踏まえた説得力のある提案になっているか。	20			
<b>小計(満点:90点)</b>	<b>90</b>			

評価項目(加算項目)	配点	評価 (△または該当 なし)	評価点
<b>4 企業としての取組</b>	<b>5</b>	—	—
(1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組	1	—	—
ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算)	左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば1点		
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算)			
ウ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている(えるぼし・プラチナえるぼし)、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている。			
エ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。			
(2) 障害者雇用に関する取組	1	—	—
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)	1		
(3) 健康経営に関する取組	1	—	—
健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証を受けているか。	1		
(4) 脱炭素の取組	1	—	—
脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っているか。(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)	1		
(5) SDGsの取組	1	—	—
横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”にて認定を取得しているか。	1		
<b>小計(満点:5点)</b>	<b>5</b>	—	—
<b>合計(満点:95点)</b>	<b>95</b>	—	—

(表2) 評価の視点

評価項目		評価の着目点	評価				
			A	B	C	D	E
1 業 務 実 績	(1) 過去の業務実績	本業務を実施するにあたり、十分な専門性を要しているか。 過去に類似の実績があり、ノウハウを活かすことができるか。	本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	本業務を遂行できる豊富な実績等を有している。	十分な業務実績を有している。	業務実績が十分であるか疑問がある。	相応な実績を有していない。
2 業 務 遂 行 に 係 る 提 案 内 容	(1) 実施体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制または実績を有するスタッフの配置等が提案されているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部妥当でない。	妥当でない。
	(2) 実施スケジュール	業務実施に際し適切で実行性が高いスケジュールの提案となっているか	スケジュールが極めて優れており、実現性がある。	スケジュールが優れており、実現性がある。	妥当である。	スケジュールが一部妥当でない。	妥当でない。
3 実 施 内 容 等 に か か る 提 案 内 容	(1) グローバル企業誘致のプランディングに関する提案内容	プランディングのコアとなる要素、ターゲット、グローバル企業に提供できる価値が、横浜市のビジネス環境の強みや課題を踏まえた説得力のある提案になっているか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられない、または実現性に一部疑問がある。	提案者独自の工夫や提案がなく、実現性に一部疑問がある。	妥当でない。
	(2) グローバル企業誘致のプロモーションに関する提案内容	プロモーションの方向性（タッチポイント設計、訴求内容のターゲット別カスタマイズ等）や具体的な取組のアイデアが、横浜市のビジネス環境の強みや課題を踏まえた説得力のある提案になっているか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられない、または実現性に一部疑問がある。	提案者独自の工夫や提案がなく、実現性に一部疑問がある。	妥当でない。
	(3) 横浜市グローバルウェブサイトのコンセプト設計に関する提案内容	ブランドのコアイメージ、ターゲット設定、リヤーおよびSEO対策・AI検索対策の考え方が、横浜市の国際プロモーションにおける課題や目的を踏まえた説得力のある提案になっているか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられ、実現性もある。	提案者独自の工夫や提案がみられない、または実現性に一部疑問がある。	提案者独自の工夫や提案がなく、実現性に一部疑問がある。	妥当でない。

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
4 企業としての取組	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている。(従業員 101 人未満の場合のみ加算)	左記認定のいずれか1つ以上を取得している。				
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている。(従業員 101 人未満の場合のみ加算)					
	ウ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている(えるぼし・プラチナえるぼし)、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている。					
	エ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。					
	(2) 障害者雇用に関する取組	達成している、または雇用している。				
(3) 健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラス AAA 若しくはクラス AA の認証を受けているか。	取得している。				
(4) 脱炭素化に関する取組	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っているか。(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)	行っている。				
(5) SDGs の取組	横浜市 SDGs 認証制度“Y-SDGs”にて認定を取得しているか。	取得している。				